

## 出産育児一時金の請求方法（ご案内）

立教学院健康保険組合  
TEL：03-3985-2760

### 【出産育児一時金の支給額】

被保険者が出産したときは、出産費用の補助として出産育児一時金が、被扶養者である家族が出産したときは、家族出産育児一時金が支給されます（法定給付）。また、立教健保独自の制度として、出産育児一時金付加金・家族出産育児一時金付加金も併せて支給されます（付加給付）。

**法定給付：一児につき 500,000円** …法律で定められている給付金額です。

※産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合は、488,000円になります（令和5年4月の出産より）。

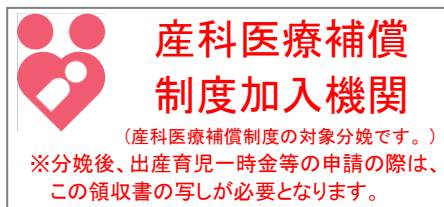
**付加給付：一児につき 30,000円** …当組合独自に定めている付加給付の金額です。

※産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合でも、金額に変更はありません。

### ※「産科医療補償制度加入機関」とは

産科医療保障制度に加入している分娩機関（分娩を取り扱う病院・診療所・助産所）で生まれた赤ちゃんが、分娩に関連して重度脳性麻痺となり、所定の要件を満たした場合に、赤ちゃんのご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供する制度です。

ご出産される医療機関がこの制度に加入していない場合、出産育児一時金の支給額が12,000円減額されます。



←このマークが、医療機関の領収証・内訳明細書に印刷されている、もしくはスタンプが押してあることが、産科医療補償制度加入機関であることの証明になります。

### 【出産育児一時金の請求方法】

直接支払制度を利用するか否かで、請求書の書式が異なります。いずれかを選択して、該当する請求書にご記入の上、必要書類と一緒に健保にご提出ください。

#### 1. 直接支払制度を利用する場合

出産育児一時金（法定給付）を医療機関への支払いに確実に充てるため、健康保険組合からご出産された医療機関に対して、出産育児一時金が直接支払われる仕組みを使う場合

#### 2. 直接支払制度を利用しない場合

健保から被保険者の方に直接支給する場合

なお、付加給付金（3万円／一児）は、いずれの場合も健保から被保険者の方に直接支給されます。

ご出産後、以下の必要書類をご用意いただき、健保にご提出ください。書式は健保 WEB サイトからダウンロードして使うことも可能です。

#### 1. 直接支払制度を利用する場合

- ① 「**出産育児一時金（付加金）請求書（直接支払制度利用者用）**」
- ② **医療機関との「直接支払制度に関する合意文書」** 原本  
(直接支払制度を利用する旨及び請求先の保険者が当健保である旨を記載したもの)
- ③ 「**出産費用の内訳を記した領収・明細書**」のコピー  
(産科医療補償制度対象の分娩については、証明するスタンプが押されているもの)

◎医療機関からの出産費用の請求額が法定給付額を超える場合、超過分は本人負担となります。

また、法定給付額を下回る場合は、差額を健保から支給します。

付加給付金を直接支払制度に使用することはできません。

◎付加給付金、及び法定給付のお支払いは、医療機関から健保に請求が来た翌月に、給与と一緒にお支払いします。お支払いのタイミングは、ご出産後 2～3 カ月後が目安です。

#### 2. 直接支払制度を利用しない場合

- ① 「**出産育児一時金（付加金）請求書（直接支払制度を利用しない方用）**」  
※出生の証明は、医師・助産師または市区町村長のいずれか一方で請求書の所定欄に受けてください。  
もし請求書に記入が無い場合は、出産の事実が確認できる証憑類（戸籍謄本、戸籍事項記載証明書、出生届受理証明書、母子手帳等）を添付してご提出ください。
- ② **医療機関との「直接支払制度に関する合意文書」** 原本  
(直接支払制度を利用しない旨及び請求先の保険者が当健保である旨を記載したもの)
- ③ 「**出産費用の内訳を記した領収・明細書**」のコピー  
(※産科医療補償制度対象の分娩については、証明するスタンプが押されているもの)

◎直接支払制度を利用しない場合、出産費用全額は一旦本人が全額負担することになります。請求書をご提出いただくことにより支給決定し、給付いたします。

◎月末までに請求書をご提出いただければ、翌月の給与と一緒にお支払いします。

<補足>

#### **直接支払制度の合意文書について**

ご出産される医療機関において、退院時まで、医療機関より出産育児一時金の直接支払制度を利用することへの合意文書を交わす必要があります。合意文書を交わす際には、以下の点にご留意ください。

- 合意文書の“医療保険者”の欄は「立教学院健康保険組合」と記入してください。
- 合意文書は、直接支払制度を利用する・しない、いずれの場合も①「**出産育児一時金（付加金）請求書**」と併せてご提出ください。

以上